川崎市特定工場緑地整備基本方針

平成 23 年 3 月

川崎市経済労働局

はじめに

工場立地法は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう制定された法律(昭和49年施行)であり、その実現のために一定規模以上の工場(特定工場)について、生産施設面積の制限や敷地内に緑地及び環境施設を設置するよう義務づけています。また、同法の施行(昭和49年6月)以前に設置された工場で、法の定める緑地面積に達していない工場については、生産施設の新・増設の都度、緑地面積の増設を義務づけています。

また、平成9年12月の工場立地法改正(平成10年1月31日施行)では、地域準則により政 令指定都市等が地域の実情に応じて、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の 割合を独自に設定することができることになりました。

川崎市では、この法改正を受け、生産施設の更新や工場の建替えを促進するとともに、工場の緑化推進により工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図るため、平成 11 年 10 月に平成 22 年を目標年次とする「川崎市特定工場緑地整備基本方針」を策定しました。

この基本方針では、臨海部の工業専用地域における当面の目標として緑地面積率 15%(将来の目標 20%)、環境施設面積率 20%(同 25%)、それ以外の地域における当面の目標として緑地面積率 20%(同 25%)、環境施設面積率 25%(同 30%)を設定しました。

また、基本方針の緑地面積率等の目標を踏まえ、工業専用地域において緑地面積比率を 15%以上、環境施設面積率を20%以上とする「川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例」を制定し、平成12年11月に施行しました。

このたび、基本方針の目標年次である平成22年(2010年)を迎えたことから、同基本方針 策定後の社会経済環境の変化、同基本方針に基づく工場の緑地整備等の進展状況、国におけ る工場立地法の制度見直し状況と本市のこれまでの対応等を踏まえ、「川崎市特定工場緑地整 備基本方針」の検証を行うことといたしました。

今回の検証により、平成11年10月の基本方針策定時に設定した目標値には達していないものの、その目標に向けて設備更新と緑地増加を誘導する現行基本方針は一定の成果をあげていることから、引き続き現行基本方針における実現可能な当面の目標と将来の目標の設定による段階的な工場緑化を目指してまいります。

平成23年3月 川崎市経済労働局

目 次

ı	基本方針の趣旨	1
1	目的	. 1
2	対象	. 1
3	性格	. 2
4	期間	. 2
5	用語の定義	. 2
П	□場緑地の現状	3
1	川崎市の工業の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
()臨海部の工場の概要	. 3
()内陸部の工場の概要	. 3
2	川崎市内の緑地の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 4
3	特定工場の緑地の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
()区別の緑地面積	. 6
()地区別の緑地面積	. 7
4	平成 11 年基本方針策定時からの評価と今後の課題	. 9
Ш	寺定工場の緑地整備の基本方針	10
1	特定工場の緑地整備に対する考え方	10
2	特定工場緑地整備目標	11
()目標設定の考え方	11
()区域区分	11
	/ 区域区力	11
() 緑地面積率の設定	
		13
3)緑地面積率の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 15
3)緑地面積率の設定 目標実現に向けた対応の方向性)特定工場の緑地整備)地域・業種特性による緑地整備	13 15 15 18
3)緑地面積率の設定 1標実現に向けた対応の方向性)特定工場の緑地整備 1	13 15 15 18
3 ()緑地面積率の設定 目標実現に向けた対応の方向性)特定工場の緑地整備)地域・業種特性による緑地整備	13 15 15 18 20
3 (()緑地面積率の設定 目標実現に向けた対応の方向性)特定工場の緑地整備)地域・業種特性による緑地整備)工業集合地特例の活用	13 15 15 18 20 21

Ⅰ 基本方針の趣旨

1 目的

工場立地法は、工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう制定された法律(昭和49年施行)であり、その実現のために一定規模以上の工場は、特定工場(注1)として、生産施設面積の制限や敷地内に緑地及び環境施設(注2)を設置するよう義務づけています。また、昭和49年6月以前に設置された工場で、法の定める緑地面積に達していない工場については、生産施設の新・増設の都度、緑地面積の増設を義務づけています。

川崎市に立地する工場立地法上の特定工場は、工場立地法施行前に設置された工場(以下、 既存工場という)が多く、工場立地法に基づき、工場や生産施設の建替え時には、建替え面積 に応じた緑地の設置が義務づけられます。

川崎市では、平成9年12月の工場立地法改正(平成10年1月31日施行)を受け、生産施設の 更新や工場の建替えを促進するとともに、工場の緑化推進により工場と周辺地域の生活環境の より一層の調和を図るため、平成11年10月に、平成22年(2010年)を目標年次とする「川崎 市特定工場緑地整備基本方針」を策定し、緑地面積率の目標を設定しました。また、工業専用 地域において緑地面積比率を15%以上、環境施設面積率を20%以上とする「川崎市工場立地に 関する地域準則を定める条例」を制定し、平成12年11月に施行しました。さらに、平成19 年7月には、川崎臨海部の工業専用地域全体を最大単位とすることを基本として工場立地法の 工業集合地特例を運用する「工場立地法工業集合地特例運用指針」を制定しました。

こうした状況をふまえ、基本方針の目標年次である平成22年(2010年)を迎えたことから、同基本方針策定後の社会経済環境の変化、同基本方針に基づく工場の緑地整備等の進展状況、国における工場立地法の制度見直し状況と本市のこれまでの対応等を踏まえ、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の検証を行い、検証結果を踏まえ見直しを行うことといたしました。

今回の検証により、実現可能な当面の目標を設定し、その目標に向けて設備更新と緑地増加を誘導するという現行基本方針の考え方は一定の成果をあげているものの、当面の目標値には乖離があることから、引き続き、現行基本方針における実現可能な当面の目標と将来の目標の設定による段階的な工場緑化を目指します。

(参考)工場立地法の平成9年12月改正の主な内容

- ①地方自治体への権限の委譲(特定工場の届出先が国から地方自治体へ変更)
- ②地域の実情に応じた緑地面積率及び環境施設面積率の設定(条例による設定)
- ③工業集合地による特例(共通緑地制度)の導入
- 注1 特定工場とは、敷地面積9,000 ㎡以上又は建築面積3,000 ㎡以上の製造業、電気・ガス・ 熱供給業に係わる工場又は事業場をいいます。
- 注2 環境施設とは、噴水、水流、池などの修景施設(庭園的なもの)や野外・室内運動施設等 市民開放型(一般の利用に供するもの)の施設等をいいます。

2 対象

川崎市特定工場緑地整備基本方針は、市内の特定工場を対象とします。

3 性格

この基本方針は、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」における産業政策上の主要課題の一つである「企業の立地・活動環境の向上」を実現するものであり、工業集積地における快適性、安全性、防災性を高めるために、緑地整備等により優れた景観を創造し、生産環境の改善と地域環境との調和、すなわち、工場と工場周辺のより一層の調和を図るための方針としての役割を担うものです。

4 期間

この基本方針は、概ね10年を目途に検証を行いますが、総合計画改定時に当面の目標(15%)に向けた緑地整備の進捗状況を確認し、15%に近づいた段階で新たな目標値の設定も含め見直しを行います。なお、その間、社会経済環境の変化や国における工場立地法の制度見直しの動向等を考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

5 用語の定義

この方針における緑地及び緑地以外の環境施設とは、工場立地法第4条第1項第1号に定めるものをいいます。

<緑地の定義>(工場立地法施行規則第3条)

- 1. 樹木が生育する 10 平方メートルを超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、 次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認 められるものをいいます。
 - ①10 平方メートル当たり高木(成木に達したときの樹高が 4 メートル以上の樹木をいう)が 1 本以上であること。
 - ②20 平方メートル当たり高木が 1 本以上及び低木(高木以外の樹木をいう)が 20 本以上あること。
- 2. 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている 10 平方メートルを超える土地又は建築物屋上等緑化施設

<緑地以外の環境施設の定義>(工場立地法施行規則第4条)

次に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものをいいます。

- 1. 次に掲げる施設の用に供する区画された土地 (緑地と重複する部分を除く)
 - ①噴水、水流、池その他の修景施設
 - ②屋外運動場
 - ③広場
 - ④屋内運動施設
 - ⑤教養文化施設
 - ⑥雨水浸透施設
 - ⑦太陽光発電施設(生産施設に該当するものを除く)
 - ⑧上記に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すること が特に認められるもの
- 2. 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの(緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く)

|| 工場緑地の現状

1 川崎市の工業の特徴

川崎市の工業は、臨海部に立地する鉄鋼・石油化学等の臨海型素材産業と、市街地に隣接して立地する電気・機械等の内陸型加工組立産業に大きく分かれています。

(1) 臨海部の工場の概要

臨海部 (注 3) は、産業誘致のために工業用地として埋め立てられ、わが国産業を牽引してきた鉄鋼・石油化学等の重化学工業を主体とした企業群が立地し、高度な生産活動を展開してきた地域です。

工場立地法などの工業制限諸制度の成立前に立地した企業が大多数を占め、緑地が少ない地域となっています。また、都市計画上の工業専用地域に指定されているところが多く、住工混在についての問題が少ない地域となっています。

経済のグローバル化が進展する中、企業が立地する地域や国を選ぶという大競争時代を迎え、 臨海部に立地する企業も大きな構造改革の時期を迎えています。

このような大変革期を乗り越え、産業用地を有効に活用していくためには、港湾、空港、広域道路などの高度な産業基盤を新たな視点で活用するとともに、従業者が誇りを持って働ける環境を整備する方向での工場立地が求められています。

これまで臨海部の工場は、工場立地法等の諸規制により積極的な新規事業への展開を制約されてきた面もあります。

しかし、わが国を代表する企業が多数立地しており、保有する高度な技術や経営資源を活用 して新規事業にチャレンジする等、新たな基幹産業として発展を遂げ、この地域が世界の生産 拠点となることが期待されています。

(2)内陸部の工場の概要

内陸部は、電気・機械等の組立型の産業が多数立地し、その周辺に企業の社宅や市外から移転してきた市民の住宅等が混在しながら市街地が形成されてきたため、臨海部のようにまとまった工業地はなく、特定工場1社あるいは数社単位での工業地域となり、工場の周辺は住宅地となっています。

このような周辺の状況を配慮して内陸部の特定工場は、工場敷地の外縁部に緑地を配置している工場が多くなっています。

また、この地域の特定工場は、近年、生産機能を地方や海外へ移転させ、その跡地を研究・ 開発・試作機能へと転換させる企業も多く見られます。

しかし、現在地で新規事業を展開したいが緑地を確保する余地が少なく、結果として従来の 形態のままの工場やあるいはやむなく転出の機会をうかがっている工場も見られ、これらの工 場の環境改善を誘導し、工場とその周辺地域のより一層の調和を図ることが求められる地域と いえます。

注3 ここでいう臨海部とは、産業道路から海側を指し、それ以外の地域を内陸部とします。

2 川崎市内の緑地の現状

市内の緑地面積を公園緑地、港湾緑地、農地、特定工場の緑地と区分してみると、公園緑地が 691. 2ha で緑地全体の 44.9%を占めて最も大きく、次いで農地が 633.9ha (41.2%)が大きくなっています。特定工場の緑地は、182ha で市内緑地面積全体のうち 11.85%を占めています。各緑地の定義及び調査時点が異なっているため、単純に比較はできませんが、市内特定工場は、緑地確保の面で重要な役割を果たしていると言えます。

表 1 市内緑地の現状 (平成 22 年)

	項目	195, ZZ +	川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
緑地	수計	(ha)	全体 1,539.2	268.3	47.1	130.3	183.8	256.7	65	3.0
	·園緑地	(ha)	691.2	72.9	38.3			92.8	143.6	151.5
	緑地に占める割合	(%)	44.91	27.17	81.32	69.46		36.15	45.	
	街区公園	(ha)	116.7	23.3	9.9	8.4	12.4	22.8	13.3	26.6
	近隣公園	(ha)	58.6	7.7	2.1	1.6	5.1	9.7	4.3	28.1
	地区公園	(ha)	28.3	11.6	9.5	4.1	0.0	0.0	3.2	0.0
	総合公園	(ha)	194.7	16.3	0.0	43.6	0.0	34.9	89.4	10.5
	運動公園	(ha)	73.7	7.2	13.2	27.8	22.3	0.0	3.3	0.0
	風致公園	(ha)	12.3	0.0	0.0	0.0	0.0	12.3	0.0	0.0
	植物園	(ha)	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
	広場公園	(ha)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	墓園	(ha)	79.8	0.0	0.0	0.0	49.4	0.0	0.6	29.8
	都市林	(ha)	65.7	0.0	0.0	2.3	10.6	2.6	19.6	30.6
	緑道	(ha)	8.7	2.5	2.8	1.9	0.7	0.0	0.0	0.9
	緑地	(ha)	51.4	4.4	0.8	0.8	1.1	10.6	8.7	25.1
港	港湾緑地緑地に占める割合		31.7	31.7	-	_	1	1	1	_
			2.06	11.82	_	_	_	_	-	-
農	地	(ha)	633.9	0.5	3.9	29.2	80.1	163.9	106.7	249.7
	緑地に占める割合	(%)	41.18	0.19	8.28	22.41	43.58	63.85	54.	58
特	定工場	(ha)	182.4	163.2	4.9	10.7	2.1	_	1.	5
	緑地に占める割合	(%)	11.85	60.83	10.38	8.19	1.15	_	0.2	23

行政面積	(km²)	144.4	40.3	10.1	14.8	17.1	18.6	20.4	23.1
市内緑被率	(%)	10.66	6.67	4.67	8.80	10.75	13.80	15.01	
特定工場敷地面積	(ha)	1,703.4	1,574.8	27.6	80.8	13.2	-	6.8	
緑地面積率	(%)	10.71	10.36	17.68	13.22	16.05	-	22.03	

⁽注)公園緑地については「川崎の公園」(平成22年3月31日現在)

市内農地については川崎市農業振興センター調べ(平成22年1月1日現在)

特定工場については「届出資料」(平成22年12月末現在)

港湾緑地については「港湾施設の名称、位置、規模等」平成22年12月27日告示第678号における「港湾環境整備施設」

山林、道路、学校、水面、住宅等の緑地については除いた。

(参考) 基本方針策定時の市内緑地 (平成 10年)

				川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		項目			川岬区	丰丘	中原区	同件区	古刖丘	多序凸	MIL
		Λ -	全体								
緑	緑地合計 (ha)			1,519.8	232.2	45.3	129.9	184.0	295.0		260.3
	公	園緑地	(ha)	545.7	72.2	36.7	81.0	76.8	81.3	117.1	80.6
		緑地に占める割合	(%)	35.91	31.09	81.02	62.36	41.74	27.56	44.99	21.61
	港	湾緑地	(ha)	8.5	8.4	ı	ı	ı	ı	ı	ı
		緑地に占める割合	(%)	0.56	3.62	ı	ı	1	1	1	1
	農	地	(ha)	798.7	8.0	5.3	39.5	104.7	213.7	142.3	292.4
		緑地に占める割合	(%)	52.55	0.34	11.70	30.41	56.90	72.44	54.67	78.39
	特	定工場	(ha)	167.0	150.8	3.4	9.4	2.6	-	0.9	0.0
		緑地に占める割合	(%)	10.38	56.43	2.43	4.20	0.92	-	0.25	0.00

行政面積	(km²)	144.4	40.3	10.1	14.8	17.1	18.6	20.4	23.1
市内緑被率	(%)	10.53	5.77	4.49	8.77	10.76	15.86	12.77	16.14
特定工場敷地面積	(ha)	1,735.7	1,583.8	33.4	93.6	19.1	0.0	5.8	0.0
緑地面積率	(%)	9.62	9.52	10.04	9.99	13.55	_	15.73	_

(注)公園緑地については「川崎の公園」(平成10年)

市内農地については(平成10年1月1日現在)

特定工場については「届出資料」(平成10年10月末現在)、

港湾緑地については「港湾施設の名称、位置、規模等」(平成10年4月1日告示171号)、

山林、道路、学校、水面、住宅等の緑地については除いた。

平成 10 年の公園緑地面積及び緑地合計には「都市林」は含まれていない。

3 特定工場の緑地の現状

市内特定工場の届出事業所数(平成 22 年 12 月末日現在)は 95 事業所であり、敷地面積は、全体で 17,034,012 ㎡、緑地面積は、1,824,098 ㎡、緑地面積率(敷地面積に占める緑地面積の割合)は、10.71%で、1 社当たりの敷地面積は 179,305 ㎡、緑地面積は 19,201 ㎡となっています。

また、個々の特定工場の緑地面積率をみると、工場立地法の基準である 20%を超える工場が 25 工場、基本方針で工業専用地域における緑地面積率の当面の目標として設定した 15%を超える工場まで含めると 30 工場ある一方で、5%未満の工場も 23 工場あり、市内に立地する工場は 工場立地法の施行(昭和 49 年 6 月)前に設置された工場(既存工場)が多いため緑地面積率の低い工場が多いと考えられます。

基本方針策定時と比較すると、特定工場全体の緑地面積率は9.6%から10.7%へと増加しています。また、緑地面積率が5%未満の工場は25工場から23工場へ減少する一方、20%を超える工場は9工場から25工場へと増加しています。このように、依然として緑地面積率の低い工場が存在するものの、基本方針策定以降、特定工場における緑地整備は着実に進んでいるといえます。

(1)区別の緑地面積

緑地面積率を区別にみると、特定工場が集中している川崎区では 10.36%であり、基本方針 策定時(9.52%)から0.84ポイント増加しています。川崎区以外では、多摩区・麻生区が22.0%、幸区が17.7%、高津区が16.1%、中原区が13.2%となっており、いずれの区においても基本 方針策定時よりも緑地面積率が増加しています。

表 2 区別緑地面積 (平成 22 年 12 月現在)

(単位: m, %)

	区 別	工場	敷地		糸	录地面積		環境施設面積		
		数	全体	ー 社 当たり	全体	ー 社 当たり	割合	全体	ー 社 当たり	割合
J	崎市	95	17,034,012	179,305	1,824,098	19,201	10.71	2,011,854	21,177	11.81
	川崎区	79	15,748,775	199,352	1,632,091	20,659	10.36	1,778,823	22,517	11.29
	幸区	3	276,705	92,235	48,914	16,305	17.68	53,546	17,849	19.35
	中原区	5	808,095	161,619	106,837	21,367	13.22	132,926	26,585	16.45
	高津区	5	132,015	26,403	21,184	4,237	16.05	30,591	6,118	23.17
	多摩区·麻生区	3	68,422	22,807	15,072	5,024	22.03	15,968	5,323	23.34
	臨海部	77	15,401,863	200,024	1,605,776	20,854	10.43	1,748,671	22,710	11.35
	(工専)	74	15,209,029	205,527	1,591,761	21,510	10.47	1,730,595	23,386	11.38
	(その他)	3	192,834	64,278	14,015	4,672	7.27	18,076	6,025	9.37
	内陸部	18	1,632,149	90,675	218,322	12,129	13.38	263,183	14,621	16.12

(参考)区別緑地面積(平成10年10月現在)

(単位: m, %)

	多句/巴加州心							(+ \(\mathbf{L}\)\; \(\mathbf{H}\)			
	区 別	工場	敷地面	插積	i積 緑地面積			環境	竟施設面積		
		数	全体	ー 社 当たり	全体	ー 社 当たり	割合	全体	ー 社 当たり	割合	
J	川崎市	92	17,357,490	188,668	1,670,216	18,155	9.62	1,904,039	20,696	10.97	
	川崎区	68	15,838,303	232,916	1,508,126	22,178	9.52	1,691,305	24,872	10.68	
	幸区	6	333,844	55,641	33,527	5,588	10.04	47,977	7,996	14.37	
	中原区	9	936,190	104,021	93,548	10,394	9.99	118,137	13,126	12.62	
	高津区	6	191,221	31,870	25,904	4,317	13.55	35,353	5,892	18.49	
	多摩区	3	57,932	19,311	9,111	3,037	15.73	11,267	3,756	19.45	
	臨海部	63	15,283,553	242,596	1,461,463	23,198	9.56	1,635,909	25,967	10.70	
	内陸部	29	2,073,937	71,515	208,753	7,198	10.07	268,130	9,246	12.93	

(2)地区別の緑地面積

1 臨海部

川崎区の産業道路から海側の臨海部は、1事業所当たりの平均敷地面積が20.0haと大規模な事業所が多く集まっている地域です。

緑地面積率をみると、臨海部全体では10.43%、そのうち工業専用地域では10.47%となっています。地区別では、臨海部第1層で8.03%、臨海部第2層で8.57%となっており、市内平均(10.71%)を下回っています。さらに、臨海部第2層について、島別にみると浮島町が7.78%、扇町が6.74%、大川町が3.74%と低い状況にあるほか、千鳥町(13.90%)、水江町(10.43%)でも、基本方針で工業専用地域における緑地面積率の当面の目標として設定した15%を下回っています。

このように臨海部では特定工場の緑地面積率が低い状況にありますが、臨海部第1層、第2層ともに基本方針策定時と比較すると、緑地面積は増加しています。

緑地配置の状況としては、敷地周辺や構内道路に沿って配置される線状緑地や正門・事務所・ 通路付近の緑地が多く、芝生、低木が中心であり、高木がまとまって配置される例が少ない状 況にあります。また、工場間の格差が大きく、緑地の連続性や一体性に欠けている地域となっ ています。

表 3 臨海部特定工場の緑地面積 (平成 22 年 12 月現在)

(単位: m^{*}、%)

		· · //• · · -	/ 3 / 20 1 /	(+ Z : III		
区分	工場数	敷地面積	緑地面積	緑 地 面積率	環境施設 面積	環境施設 面積率
川崎区	79	15,748,775	1,632,091	10.36	1,778,823	11.29
臨海部第1層	暑 18	1,978,896	158,958	8.03	180,844	9.14
(うち工専)	16	1,909,226	156,623	8.20	174,448	9.14
臨海部第2層	暑 54	6,261,820	536,416	8.57	583,531	9.32
(うち工専)	54	6,261,820	536,416	8.57	583,531	9.32
浮島町	21	3,202,943	249,256	7.78	276,071	8.62
千鳥町	13	870,602	121,049	13.90	133,073	15.29
水江町	10	602,378	62,841	10.43	65,519	10.88
扇町	8	1,465,594	98,771	6.74	104,369	7.12
大川町	2	120,303	4,499	3.74	4,499	3.74
その他区域	7	7,508,059	936,717	12.48	1,014,448	13.51
(うち工専)	4	7,037,983	898,722	12.77	972,616	13.82
臨海部	77	15,401,863	1,605,776	10.43	1,748,671	11.35
(うち工専)	74	15,209,029	1,591,761	10.47	1,730,595	11.38
(うちその他)	3	192,834	14,015	7.27	18,076	9.37
内陸部	2	346,912	26,315	7.59	30,152	8.69

(参考) 臨海部特定工場の緑地面積(平成10年10月現在)

単位: m, %)

\ >	· 3 / PHI / :		: () /20 10 1	· /1-2011-/	+ + + · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	区 分	工場数	敷地面積	緑地面積	緑 地 面積率	環境施設 面積	環境施設 面積率
JIII	崎区	68	15,838,303	1,508,126	9.52	1,691,305	10.68
	臨海部第1層	17	1,648,066	142,314	8.64	179,836	10.91
	臨海部第2層	44	6,032,638	403,923	6.70	466,545	7.73
	その他区域	7	8,157,599	961,889	11.79	1,044,924	12.81

(注) 臨海部第1層~第3層の区分

第1層:産業道路から内奥運河まで

第2層:浮島町・千鳥町・水江町・扇町・大川町

第3層:東扇島・扇島・浮島町地先の埋立地

なお、臨海部第3層は、物流施設が多く特定工場は限られ、川崎区の内陸部工場とともに「その他区域」 の扱いとしました。

また、平成 10 年については、臨海部第 1 層から 3 層に広く位置する企業についても「その他区域」として扱っています。

2内陸部

内陸部は、立地する特定工場の敷地面積が1事業所当たり9.0haであり、臨海部に比べて小規模な事業所が多くなっています。

緑地面積率は13.38%と市内平均(10.71%)に比べると高いものの、内陸部全体としては基本方針で工業専用地域における緑地面積率の当面の目標として設定した15%や工場立地法の緑地面積率の基準である20%を達成していません。

しかし、臨海部の特定工場と比較すると緑地の整備は進んでおり、内陸部のいずれの区も基本方針策定時に比べて緑地面積率が増加しており、特に幸区、高津区、多摩区・麻生区の特定工場では緑地面積率が15%を超えています。

また、内陸部では、住宅等と混在していることもあり、環境施設(野外運動場、室内運動施設、文化施設など市民開放型の施設)の整備も進んでいるほか、緑地配置の状況として周辺地域との調和を考慮して工場敷地の外縁部に緑地を整備しています。

3業種別

業種別の緑地整備状況をみると、臨海部に多数立地している化学系では緑地面積率が7.07%と他の業種に比べて低い状況にあります。化学以外の業種では金属系が11.19%、機械系が14.07%、その他が16.60%となっており、化学系を含むいずれの業種も基本方針策定時に比べて緑地面積率が増加しています。

なお、その他で緑地面積率が高いのは、比較的緑地が多い電力(発電所)を含むためです。

表 4 業種別緑地面積(平成22年12月現在)

(単位:m^{*}、%)

区分	工場数	敷地面積	緑地面積	緑 地 面積率	環境施設 面積	環境施設 面積率
合 計	95	17, 034, 012	1, 824, 098	10. 71	2, 011, 854	11. 81
化学系	46	5, 948, 932	420, 569	7. 07	461, 917	7. 76
金属系	11	7, 277, 156	814, 283	11. 19	878, 038	12. 07
機械系	15	1, 690, 419	237, 832	14. 07	285, 728	16. 90
その他	23	2, 117, 505	351, 414	16. 60	386, 171	18. 24

(参考) 業種別緑地面積(平成10年10月現在)

(単位: m*、%)

(2 3) 水性(()) (() () () () () () () () () () () (\ I		
区 分	工場数	敷地面積	緑地面積	緑 地 面積率	環境施設 面積	環境施設 面積率
合 計	92	17,357,490	1,670,216	9.62	1,904,039	10.97
化学系	42	5,797,310	371,459	6.41	418,702	7.22
金属系	14	7,965,408	874,477	10.98	946,279	11.88
機械系	20	1,939,315	185,773	9.58	253,758	13.08
その他	16	1,655,457	238,507	14.41	285,300	17.23

- (注)業種区分は次のとおり
 - · 化学系 石油、化学
 - •金属系 鉄鋼、非鉄金属、金属
 - ·機械系 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械
 - ・その他食品、窯業土石、その他、電力

4 平成 11 年基本方針策定時からの評価と今後の課題

川崎市内の特定工場の緑地面積率は、平成 11 年の基本方針策定時に設定した当面の目標 (15%) には達していないものの、9.6%から 10.7%に着実に増加しており、実現可能な当面 の目標を掲げて設備更新と緑地増加を誘導するという基本方針における緑地整備の考え方は一定の成果をあげているといえます。

川崎市内の特定工場は、工場立地法施行以前から立地し、敷地内に十分な緑地を確保する余裕のない工場が多い状況にあります。そうした中で緑地整備を推進するためには、以下のような視点を踏まえた取組が必要となります。

○当面の目標に向けたさらなる緑地整備の推進

川崎市内の特定工場では、個々の工場、あるいは地区、業種によって差はあるものの全体として平成11年の基本方針策定時に比べて緑地面積、緑地面積率いずれも増加していますが、一方で、市内の特定工場における工場立地法上の緑地面積率は10.71%であり、未だに当面の目標(15%)との間には乖離があります。今後も現状の緑地整備の水準を後退させることなく、当面の目標に向けて、設備更新と緑地増加を誘導しながら緑地整備を推進する必要があります。

○工場のリニューアルに合わせた緑化の推進

わが国の工業発展の先導的役割を果たしてきた本市の工業が活力を維持し、地域経済の活性 化に寄与するためには、生産施設を更新するとともに就業環境を改善する必要があります。

川崎市内の特定工場では、工場立地法の施行(昭和49年6月)前に設置された工場が多いことから、これらの既存生産施設の更新を促進しながら、それに合わせて緑地を整備していくため、本市特定工場の特徴や立地環境を踏まえた実現可能な緑化目標の設定等、工場立地法が求める目標に近づけていくための工夫が必要になります。

○国の制度見直しへの対応

平成11年の基本方針策定以降、国において工場立地法の制度見直しが行われています。具体的には、敷地外緑地の範囲拡大、視覚的な緑量の評価の導入、環境施設への太陽光発電施設の位置づけ等があります。これらの活用については、地方自治体において基準を定める必要があるものも含まれることから、川崎市の考える工場緑地整備のあり方との整合性を考慮しながら対応を検討する必要があります。

○緑化政策等との連携

特定工場における工場緑地は、本市の中でもまとまった規模を持つ緑地として、都市緑地の中で一定の割合を占めています。従って、特定工場の緑地整備にあたっては、敷地の広い工場の中でのまとまった面積の緑地の確保、あるいは効果的な場所への緑地の確保など、都市全体の中で効果的に緑地を整備するという観点から工場緑地の位置づけを考える必要があります。

緑は、生活空間にやすらぎとうるおいを与えるだけではなく、生物多様性の保全、地球温暖 化対策、災害時の避難地、健康増進等の多様な機能を有しています。

特定工場の緑地整備にあたっては、平成20年3月に改定した「緑の基本計画」等関連計画との連携を図りながら、緑の持つ多様な機能にも配慮した緑地の整備を推進する必要があります。

Ⅲ 特定工場の緑地整備の基本方針

1 特定工場の緑地整備に対する考え方

これからの生産活動では、「快適な労働環境の提供」、「地域環境向上への貢献」など、「人と環境に優しい工場環境の創造」が、ますます重要になってきます。

特定工場においては、工場の周辺環境と調和し、市民生活と共生するために必要な緑地を整備することが重要な課題となります。

従って、特定工場の緑地整備にあたっては、以下のような点を基本的な考え方として緑地整備を誘導・促進します。

○生活環境との調和

工場周辺住民の生活環境を配慮して、生産活動と生活環境との調和を図るための工場周辺住宅との緩衝帯となる緑地の整備推進。

○地域社会との調和

工場が地域社会の一員として応分の役割を果たし、工場の緑が地域の緑として、地域 住民の憩いの場となるような工場と地域社会とが融和する「市民開放型」の緑地の整備 推進。

○都市景観との調和

高木や花木の植栽などを整備するときに、工場の敷地外からの景観に配慮して工場施設と緑が一体となり周辺の都市景観と調和する緑地の整備推進。

○自然との調和

野鳥や昆虫などの小動物が生息して自然と共生する緑地整備の推進。

なお、「今後の工場立地法のあり方について一産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法 検討小委員会報告書一」(平成16年1月)では、緑地の効果・機能について、工場立地法制定当 時の緑地の効果・機能に加えて、更なる効果・機能が期待されるようになってきていると指摘 しています。

具体的には、工場立地法制定当時の緑地の効果・機能として、景観の向上、緑地を利用することによる健康増進効果、輻射熱の減少・延焼遮断、飛砂・風塵の防止、地下水源の涵養、地盤の改良、災害時の避難場所としての防災、保安効果、緑地帯の遮音効果、大気汚染物質の吸着などによる大気の浄化、温度の吸収・蒸散活動による乾燥抑制、日射の遮断、リラックスや視覚等疲労回復といった心理的効果をあげています。

また、それ以外の効果・機能として、二酸化炭素吸収源としての地球温暖化防止効果、都市 部で発生しているヒートアイランド現象への対策効果、生物多様性を確保するための効果等を あげています。

2 特定工場緑地整備目標

(1)目標設定の考え方

工場立地法では、緑地面積率の基準を 20%としていますが、地域準則により政令指定都市等が地域の実情に応じて国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定することができることになっています。地域準則における緑地面積の割合は 10~30%、緑地を含む環境施設の面積の割合は 15%~35%となっています。

川崎市では、緑地面積率が10%を下回っている特定工場にとって、実現可能な緑地面積率を設定することにより、特定工場の建替えや設備の更新が進み、緑地の増加が期待できるという観点から、平成11年10月に策定した基本方針において、緑地整備の目標を当面の目標と将来の目標に分けて設定することにより、段階的な工場緑化を目指していくこととしました。基本方針では臨海部の工業専用地域における当面の目標として緑地面積率15%(将来の目標20%)、環境施設面積率20%(同25%)、それ以外の地域における当面の目標として緑地面積率20%(同25%)、環境施設面積率25%(同30%)を設定しました。また、工業専用地域において緑地面積比率を15%以上、環境施設面積率を20%以上とする「川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例」を制定し平成12年11月に施行しました。

基本方針及び地域準則条例の運用下において、市内特定工場では緑地面積、緑地面積率いずれも増加していることから、実現可能な当面の目標を設定し、その目標に向けて設備更新と緑地増加を誘導するという現行基本方針の考え方は一定の成果をあげています。一方で未だ現状の緑地面積率と当面の目標には乖離があることから、引き続き、現行基本方針における実現可能な当面の目標と将来の目標の設定による段階的な工場緑化を目指します。

(2)区域区分

①区域区分の考え方

工場と周辺の生活環境とが調和するためには、土地利用状況を考慮して緑地や環境施設を配置することが重要であり、住宅、学校、病院等が付近に立地している場合と工場等の事業所が集中して立地している場合では、必要な緑地等の面積も異なってきます。

国では工場立地法第4条の2の規定に基づき都道府県又は政令指定都市が地域準則条例を定めようとする場合の基準として「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」を告示しています。その基準では、地域の性格により第一種から第三種に区域を区分し、それぞれ対象となる用途地域や敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合を定めています。同基準では、第二種区域又は第三種区域を設定する場合には、工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設などが存在している等その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であること、第二種区域及び第三種区域の設定にあたっては、古くから形成されてきた工業集積地のような地域に第二種区域又は第三種区域を設定することによって工場の緑地等の整備を促し、結果として現状よりも緑地等の整備が進むように配慮することとされています。

表 5 緑地面積率等に関する区域区分ごとの基準

	第一種区域	第二種区域	第三種区域
地域の性格	住居の用に併せて商業等	住居の用に併せて工業の	主として工業等の用に供
	の用に供されている区域	用に供されている区域	されている区域
対象となる用途	「第二種区域」又は「第三種	準工業地域	工業専用地域、
区域	区域」として設定すること		工業地域
	ができる区域以外の区域		
緑地の面積の敷地	(20%超~30%以下)	(15%以上~25%以下)	(10%以上~20%未満)
面積に対する割合	以上	以上	以上
環境施設の敷地の	(25%超~35%以下)	(20%以上~30%以下)	(15%以上~25%未満)
面積に対する割合	以上	以上	以上

本市における都市計画法に基づく用途地域上の工業専用地域及び工業地域は、産業道路から海側と内陸部の大規模工場が立地する地域となっています。

中でも工業専用地域は、住宅が建築できない地域であり、本市の工業活動の中心的な役割を果たしている地域となっています。

また、工業地域は、主として工業等の利用に供されるものの住宅の建設も認められている地域であり、周辺に住宅が隣接する場合が多くなっています。

従って、第三種区域の設定に当たっては、工場周辺に住居が少なく、区域内には住宅を建設することができない地域であって、工場と周辺の生活環境のより一層の調和を図る観点に立ち設定する必要があります。

また、第二種区域については、特定工場と住宅が混在する地域で、相互に著しい影響が生じている場合又は新規立地等でその可能性が生じる場合に設定する必要がありますが、本市のように高密度に市街地が発展している地域では、既存工場の緑地を大幅に増加させることは難しいという問題もあります。このため、工場の外縁部に緑を充実させるなど、質の高さで環境の向上を誘導していくことが現実的と考えます。

第二種地区に該当する地域は内陸部の住宅に接する場所ではありますが、特定工場の多くが 周辺への影響が少ない業種である地域であり、また、工場の多くが生産から研究開発、試作へ と機能転換が進んでいることもあり、当面、地区設定は必要ないものと考えられます。

②第三種区域の設定

以上のような区域区分の考え方を踏まえ、平成11年10月に策定した基本方針では、第三種 区域について、以下のような視点から第三種区域として臨海部の工業専用地域を設定していま す。今回の検証においても従来の区域設定を継続するものとします。

- ○周辺地域に住宅の少ない地域であること
- ○当該地域に住宅が建設できない地域であること
- ○将来とも産業の用に供する地域であること
- ○工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設等が存在していること
- ○当該地域に立地する工場の多数が緑地面積率 10%未満であること



(3)緑地面積率の設定

市内の特定工場が集中している臨海部の工業専用地域(第三種区域)において、従来の当面の目標である緑地面積率 15%以上を引き続き当面の目標として設定し、その実現に向けて既存工場に対する生産施設更新と緑地整備促進の誘導を図ります。

長期的には、特定工場の大規模更新や新規立地によって緑地の整備が進み、緑地面積率の20%以上の確保と、噴水、池などの修景施設や野外・室内運動施設など市民開放型の施設を含む環境施設面積率の25%以上の実現を目指すものとします。

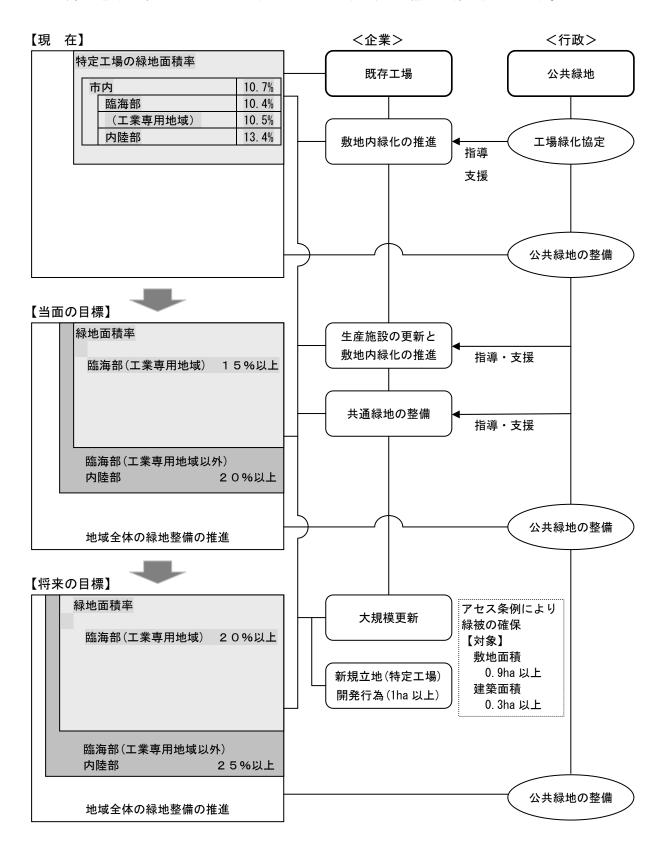
また、第三種区域以外の区域についても、緑地面積率の当面の目標 20%以上、将来目標 25% を継続して目標とし、緑地の整備を進めていきます。

表 6 緑地面積率・環境施設面積率の目標

項	目	第三種区域 (臨海部のうち工業専用地域)	その他区域
水型の日神	緑地面積率	15%以上	20%以上
当面の目標	環境施設面積率	20%以上	25%以上
仮する日標	緑地面積率	20%以上	25%以上
将来の目標	環境施設面積率	25%以上	30%以上

図2 特定工場の緑地整備計画

川崎市に立地する特定工場(敷地面積 9,000 ㎡以上、建築面積 3,000 ㎡以上)が周辺地域の 生活環境と調和し、市民生活と共生するために必要な緑地整備の目標を設定します。



3 目標実現に向けた対応の方向性

(1)特定工場の緑地整備

特定工場の緑地は、人にやさしい環境の創造を目指すものであり、その整備にあたっては、 住宅、学校、病院等の生活環境施設が存在する側に重点的に緑地を配置し、住民に違和感、不 安感を与えないことが重要であり、地域との共生が求められています。

また、企業にとって工場の緑化は、地域環境との調和や就業環境の向上だけでなく、個性的で質の高い緑地整備を行うことによって、企業イメージを向上させることにもつながります。

企業が個々に緑地を整備するだけでなく、隣接企業とも協力して、また特定工場以外の中小工場や物流など周辺の事業所とも協力して、まとまった緑地を確保するなどの工夫が望まれます。

また、緑地の量の確保も重要ですが、それに加えて質的に、より効果的な緑地整備が求められる時代にきています。

単に木を植えるだけでなく、周辺環境とも調和を図り、生態系に配慮するなど、地域全体と して緑の風景づくりに寄与する緑地が求められています。

①緑地整備の工夫

緑地の整備にあたっては、次のような緑地の創出について工夫を重ねていく必要があります。

- 道路沿線緑化による緑地のネットワーク化
- 工場外縁部に緩衝緑地(火災、振動・騒音の防止)の設置
- 工場入り口、建物まわり、構内道路沿線の植栽、花壇などの修景緑地として整備
- ポケットパークなど、就業者、居住者に憩いの場の提供
- 広場、グランドなどのレクリエーション緑地の整備
- 防災避難緑地の整備により、避難通路の確保
- まとまった緑地整備による地球温暖化対策
- 海へのアクセスの確保

②緑地の配置例

特定工場に必要な緑地面積については、1haと3haを持つ工場を事例に、緑地率15%と20%のそれぞれについて、示したものが次の図です。

外縁部の 4 面を均等に緑地を配置すると外縁部の緑地が薄くなりますが、2 面ですと、厚みが違います。また、道路や住宅に面する側により厚く緑地を配置するとか、周囲の修景を考慮し、近隣の工場とも協力・調整することにより効果的な緑地の整備を行うことができることとなりますので、いろいろ工夫して、地域環境との調和や就業環境の向上に資する緑地の整備が望まれます。

図3 緑地整備概要図<1ha(100m×100m)の工場に緑地を整備した場合>

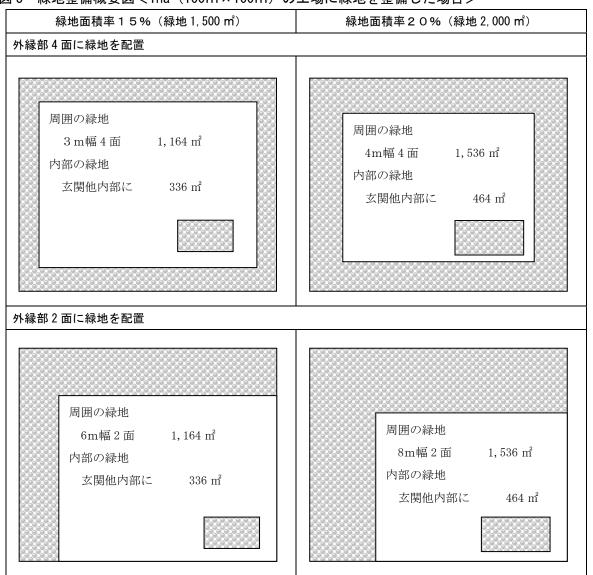
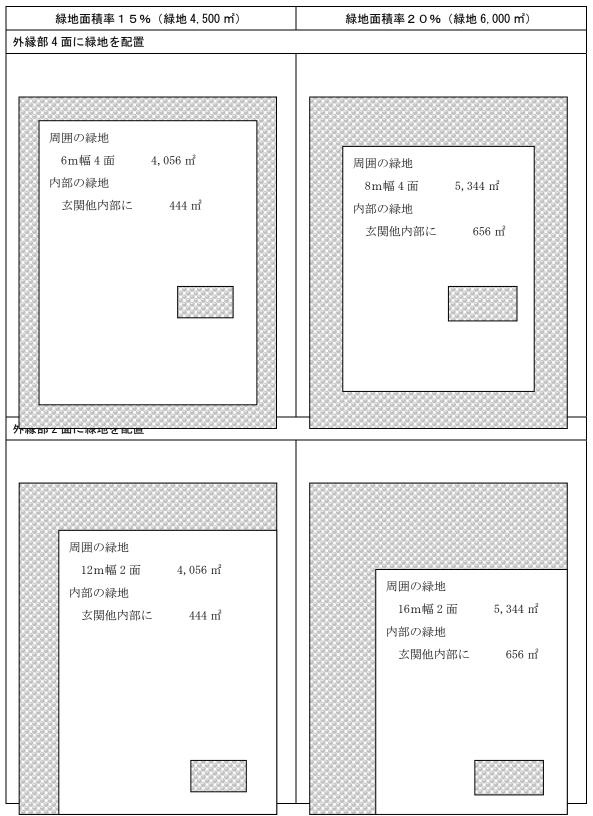


図3-2 緑地整備概要図<3ha(150m×200m)の工場に緑地を整備した場合>



(2)地域・業種特性による緑地整備

緑地の整備にあたっては、周辺に住宅の建たない臨海部の工業専用地域に立地している工場と市街地に隣接し、周辺に住宅がある工業地域に立地する工場とでは、周辺地域との調和や景観の向上を図るための緑地の整備に違いが生じますので、緑地の整備にあたっては、次の方法により実施することが望まれます。

表 7 地域別・生産施設面積率 ^(注4) 別にみる緑地等の配置

表 7	ŀ	也域別・生産施設面積率 ^(注4) 別(こみる緑地等の配置	
		内陸部	臨海部第1層	臨海部第2・3層
地域 特性		○ 工場と住宅等が混在している○ 特定工場が数社或いは 1 社単独の立地である◇ 電気、機械等が多い○ 敷地は、一部企業を除き小規模な工場が多い	地域と、用途地域が混在している ため、一部地区で、工場と住宅等 が混在している	域、商業地域と明確に区分されて いる上、臨港地域に指定され、住
一般的 事項		◇外部からの工場景観に配慮する◇災害時の避難場所となる広場空間の確保◇駐車場等の緑化◇環境施設を開放しやすいように設置する◇ランドマークとなるような緑地	域全体の環境改善に努める ◇工場景観の改善 ◇災害時の避難場所となる広場空間の確保 ◇運河へのアクセスの確保と緑化 ◇駐車場等の緑化 ◇ランドマークとなるような緑地の創出	る ◇工場景観の改善(海からの景観を配慮) ◇工場の外縁部や道路周辺及び運河沿いを緑化し、緑のネットワーク化を図る ◇運河へのアクセスの確保と緑化 ◇災害時の避難場所となる広場空間の確保
生産施設面積率の分類による配置	第1種	【アンモニア及び尿素、石油精製、 コークス】 ◇ 危険物や高エネルギーを扱う工 場であり、安全対策、避難対策を 重視した緑地の確保 ◇ 外縁部に緑地帯の整備が望まし い	場であり、安全対策、避難対策を 重視した緑地の確保 ◇住宅等に面する側に緑地帯の整備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備が望ましい 【ボイラ・原動機】 ◇雑音・振動に対する遮断効果を考え、住宅等に面する側に緑地帯の整 保し、発生源の近くに緑地帯の整備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備が望ましい	コークス】 ◇危険物や高エネルギーを扱う工場であり、安全対策、避難対策を重視した緑地の確保 ◇道路に面する側に緑地帯の整備が望ましい 【ボイラ・原動機】 ◇道路に面する側に緑地帯の整備が望ましい ◇外縁部には列状植栽、生け垣等の確保
	第2種	え、住宅等に面する側に緑地を確保し、発生源の近くに緑地帯の整備が望ましい ◇ 道路に面する側に緑地帯の整備が望ましい ◇ 外縁部に緑地帯の整備が望ましい ◇ 外縁部に緑地帯の整備が望ましい	え、住宅等に面する側に緑地を確保し、発生源の近くに緑地帯の整備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備が望ましい ◇対縁部には列状植栽、生け垣等の 確保	◇外縁部には列状植栽、生け垣等の 確保
	第3種	え、住宅等に面する側に緑地を確保し、発生源の近くに緑地帯の整備が望ましい ◇ 道路に面する側に緑地帯の整備が望ましい	◇雑音・振動に対する遮断効果を考え、住宅等に面する側に緑地を確保し、発生源の近くに緑地帯の整備が望ましい	が望ましい ◇外縁部には列状植栽、生け垣等の 確保

		「	「	【究光 上于制口 (4)(#)#**
生	第	△ 姓辛, 塩動に対する海野効里を孝	【窯業・土石製品、繊維機械】 ◇雑音・振動に対する遮断効果を考	【窯業・土石製品、繊維機械】 ◇道路に面する側に緑地帯の整備
産	4 種	え、住宅等に面する側に緑地を確	え、住宅等に面する側に緑地を確	が望ましい
生産施設面積率の分類による配置	11#	保し、発生源の近くに緑地帯の整	保し、発生源の近くに緑地帯の整	◇外縁部には列状植栽、生け垣等の
自語		│ 備が望ましい ◇ 道路に面する側に緑地帯の整備	備が望ましい へ道路に両する側に緑地帯の整備	確保
率		が望ましい	が望ましい	
一分		◇外縁部に緑地帯の整備が望まし		
類		い 【農業用機械】	確保 【農業用機械】	【農業用機械】
によ		【展来用版版】 ◇視覚的効果を重視した緑地の配	「【展来用版M】 ◇視覚的効果を重視した緑地の配	│ ◇外縁部には列状植栽、生け垣等の
3		置	置	確保
配置		◇住宅等に面する側に緑地帯の整 備が望ましい	◇住宅等に面する側に緑地帯の整備が望ましい	
_		☆外縁部には、列状植栽、生垣等の		
		確保	確保	
	第	【電気供給】 ◇ 各除物や真エネルギーを扱うエ	【電気供給】 ◇危険物や高エネルギーを扱うエ	【電気供給】 ◇ 会除物や真エネルギーを扱うエ
	5 種	一 坦夫夫儿 古人丛体 位类丛外土	▽心陝初で高エイルヤーで扱うエ 場であり、安全対策、避難対策を	場であり、安全対策、避難対策を
	化生	重視した緑地の確保	重視した緑地の確保	重視した緑地の確保
		◇ 外縁部に緑地帯の整備が望まし い	◇住宅等に面する側に緑地帯の整 備が望ましい	◇道路に面する側に緑地帯の整備 が望ましい
			◇道路に面する側に緑地帯の整備	
		現在立地していない	が望ましい	
		【鋼管】	【鋼管】	【鋼管】 ◇道路に面する側に緑地帯の整備
		え、住宅等に面する側に緑地を確	え、住宅等に面する側に緑地を確	が望ましい
		保し、発生源の近くに緑地帯の整	保し、発生源の近くに緑地帯の整	◇外縁部には列状植栽、生け垣等の
		│ 備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備	備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備	確保
		が望ましい	が望ましい	
		◇外縁部に緑地帯の整備が望まし		
		│ い ◇雑辛・塩動に対する遊断効果を考	確保 へ雑舎・振動に対する渡断効果を考	│ ◇道路に面する側に緑地帯の整備
	第 6	え、住宅等に面する側に緑地を確		
	種	保し、発生源の近くに緑地帯の整		◇外縁部には列状植栽、生け垣等の
		備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備	備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備	確保
		が望ましい	が望ましい	
			◇外縁部には列状植栽、生け垣等の	
		い ◇ 雑音·振動に対する遮断効果を考	確保 ◇雑音・振動に対する遮断効果を考	◇道路に面する側に緑地帯の整備
	第 7	え、住宅等に面する側に緑地を確	え、住宅等に面する側に緑地を確	が望ましい
	種	保し、発生源の近くに緑地帯の整 備が望ましい		◇外縁部には列状植栽、生け垣等の 確保
			備が望ましい ◇道路に面する側に緑地帯の整備	唯体
		が望ましい	が望ましい	
		◇ 外縁部に緑地帯の整備が望まし い	◇外縁部には列状植栽、生け垣等の 確保	
	<i>/</i> -/-	【ガス供給】	【ガス供給】	【ガス供給】
	第8	◇雑音・振動に対する遮断効果を考	◇雑音・振動に対する遮断効果を考	◇道路に面する側に緑地帯の整備
	種	え、住宅等に面する側に緑地を確 保し、発生源の近くに緑地帯の整	え、仕七寺に叫りる側に称地を唯	│ が望ましい ◇外縁部には列状植栽、生け垣等の
		備が望ましい	備が望ましい	確保
		◇道路に面する側に緑地帯の整備		
		│ が望ましい ◇ 外縁部に緑地帯の整備が望まし	が望ましい ◇外縁部には列状植栽 生け垣等の	
		い	確保	
		【その他の製造業、熱供給】	【その他の製造業、熱供給】	【その他の製造業、熱供給】
		◇祝見的効果を里倪した緑地の配 置	◇祝見的効果を里祝した緑地の配 置	◇外縁部には列状植栽、生け垣等の 確保
		☆住宅等に面する側に緑地帯の整	◇住宅等に面する側に緑地帯の整	
		備が望ましい ◇外縁部には 列状植栽 生頃等の	│ 備が望ましい ◇外縁部には列状植栽、生け垣等の	
		確保	では、	

注 4 参考: 生産施設の面積率の分類 (p33) 参照

(3)工業集合地特例の活用

工場立地法では、原則として特定工場がそれぞれの敷地内に一定の緑地を確保する必要がありますが、特例として、工場が集積し全体として一つの工場とみなすことができる地域を工業集合地として、一定の要件のもと、工業集合地内の緑地を自社敷地外であっても自社緑地として算定することを認めています。

川崎市では、工場立地法に基づく地域準則を定める条例により、川崎臨海部の工業専用地域内の特定工場について、最大15%の緑地を敷地内に設けることを定めていますが、工場立地法施行以前から立地する工場が多く、様々な制約によって敷地内に十分な緑地を確保することが困難な工場も存在します。

そのため、川崎市では、工場が集積し住居系の立地が認められていない臨海部の工業専用地域を対象に、工業集合地の範囲を明確にすることによって緑地整備を推進することを目的として、平成19年7月に「川崎市における工場立地法工業集合地特例運用指針」を策定しました。工業集合地特例の運用にあたっては、同指針に基づき、本市臨海部の実情に沿った運用を図ります。

<工場立地法工業集合地特例運用指針の概要>

川崎臨海部の工業専用地域は、工場が集積し、工場立地法における工業集合地特例の適用 に当り一つの工場と見なすことが可能な地域となっています。

本市では、川崎臨海部における工業集合地の範囲について、川崎臨海部の緑化を進め地域生活環境の改善に寄与するため工場立地法の工業集合地特例の積極的な活用を図るという観点から、川崎臨海部の工業専用地域全体を最大単位とすることを基本とし、以下のとおり運用指針を定めています。

(1) 工業集合地の最大単位

〇 工業専用地域全体

ただし、工業専用地域に隣接する工場については、工業集合地に含めることとします。 工業集合地内の特定工場が、工場立地に関する準則第6条に定める次の隣接緑地等の要件 を充たす緑地等につき費用負担した場合、その費用負担に応じて自社の緑地等として算入 することができます。

(2) 隣接緑地等の要件

- 工業集合地に隣接していること(工業集合地内にある場合を含む)
- 物理的に一連の土地であるほか、道路、川等により分断されていても、一体性をもった土地に緑地等が整備されていること
- ○緑地等が計画的に整備されるとともに、良好な状態で維持管理されること

(4) 老朽化工場の建替えに対する配慮

工場立地法の施行前に設置されている工場は、生産施設の建替えの都度、緑地等の整備が義務づけられていることと、敷地に余裕がないため、建替えが進まずに、建物の老朽化が進んでいる状況にあります。

この老朽化工場の建替えを促進し、周辺環境との調和、就業環境の向上を図るためには、工場立地法に基づく「老朽化工場の建替に対する配慮」規定も適用することが必要であると考えられます。

①老朽化工場の建替えに対する配慮の適用条件

工場立地法では、法施行(昭和49年)以前に設置されていた工場、いわゆる「既存工場」について、次の要件を満たす場合には、ビルド面積に応じた緑地を確保できない場合においても建替えができることとなります。

<工場立地法に関する準則(平成10年通商産業省他5省庁告示1号)>

下記の(1)、(2)のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を 及ぼさない場合には、算定式により求まる緑地(環境施設)の面積に満たなくとも建替え を可能とする。

ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限る。

(1) 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域の生活環境の保全に資する見通しがあること
- ② 建替え後に緑地(環境施設)の整備に最大限の努力をして緑地面積(環境施設面積)が一定量改善されること

(2) 生活環境保全等要件

以下の①から③の内いずれか一つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

②老朽化工場の建替えに対する配慮規定の運用の方法

老朽化した既存工場については、次の通り配慮規定を適用することとしますが、運用に当たっては、特に工場周辺の生活環境の改善(住宅に接する側の緑地の整備状況)と地域環境との調和(建物・施設のデザイン、色彩等)等を考慮します。

ア 景観の向上等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがある

企業は、環境への負荷の低減等の取組を積極的に行うことが求められ、単に規制の遵守 にとどまらず、社会的な責務の遂行が必要であると考えられ、

① 景観の向上

地域環境と調和した建物・施設のデザイン、色彩、配置の採用など、工場の外観が周りの都市景観、環境と調和する等「川崎市都市景観条例」に基づく景観の向上

- ② 省エネルギー、新エネルギー設備の導入
- ③ リサイクル施設の導入等の産業廃棄物の適正な処理

など、周辺地域における生産環境の保持に資するものを実施することが「景観が向上する 等」のための要件となります。

イ 建替え後に緑地(環境施設)の整備に最大限の努力

最大限の努力の内容としては、屋上緑化、壁面緑化、沿道緑地、避難路となる緑地、住宅に面する緑地を整備した場合とします。

ウ 一定量改善の目安

計算上必要とされる緑地面積又は環境施設面積の50%が確保できる場合には50%とし、それ以外の場合には緑化の努力状況^(注5)、現在の緑地水準^(注6)、周辺の土地利用状況^(注7)等を勘案して判断することとします。

- 注5 緑化の努力状況とは、「イ 建替え後に緑地(環境施設)の整備に最大限の努力」した緑地の面積が、次に掲げる計測方法により、計算上必要とする緑地面積(環境施設面積)を確保された場合とします。
 - ① 沿道緑地、避難地となる緑地、住宅に面する緑地については、その面積に係数 1.5 を掛けた面積とします。
 - ② 立地法において緑地面積に算入できない緑地についても、緑地面積とします。
- 注6 現在の緑地水準とは、法が求める緑地面積率(環境施設面積率)を大幅(50%程度)に 下回っている場合とします。
- 注7 周辺の土地利用状況とは、周辺に住宅等がある場合、住宅に面する側に緑地が整備されている等、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合とします。

(5)国の制度見直しへの対応

平成11年の基本方針策定以降、国において、敷地外緑地の範囲の拡大、視覚的な緑量の評価の導入等、工場立地法の制度見直しが行われ、新たな勘案措置が導入されています。

川崎市では、これらの勘案措置について、市内特定工場における緑地整備の現状、ニーズ等 を踏まえて検討を進め、必要に応じて活用を図っていきます。

基本方針策定以降に国において行われた工場立地法の制度見直しは以下のとおりです。

〇業種ごとの生産施設面積率の見直し(平成20年5月)

工場立地法では、業種によって生産施設面積率の上限を設定しています。

平成20年5月の制度見直しにおいて、生産施設面積率の上限が従来の15~40%から30~65%へと緩和され、また10%刻みから5%刻みへと細分化されました。また、業種区分が従来の5区分から8区分に見直しが行われました。

川崎市においても、国の定める業種ごとの生産施設面積率に基づき運用を行います。

○敷地外緑地等の範囲の拡大(平成20年6月)

が定めた基準に基づき判断を行うこととしています。

平成20年6月の制度見直しでは、工場等の周辺の区域に相当規模の緑地等が整備されていれば、緑地等に係る準則を満たさない場合であっても勧告を行わないことができるというこれまでの勘案措置に加え、既に立地している工場については、周辺の区域より離れた場所に整備される緑地等についても、当該勘案措置の対象とすることができることになりました。なお、敷地外緑地等の範囲の拡大の運用にあたっては、地方自治体(都道府県・政令市)

従って、敷地外緑地等の範囲拡大の運用にあたっては、敷地外緑地等に関する市独自の基準を設定する必要があります。敷地外緑地等の範囲拡大については、制度活用に関する企業のニーズ把握を行い、企業ニーズを踏まえて対応を検討します。

なお、神奈川県では、平成23年3月に「敷地外緑地等に関するガイドライン」を策定しています。同ガイドラインでは、第2種区域(工業地域・工業専用地域)に立地する特定工場を対象として、原則として工場の立地する同一市町村内を敷地外の範囲として設定しています。なお、同ガイドラインでは、県内市町村が、地域の実情に応じ、個別にガイドラインを策定することを妨げるものではないとしています。

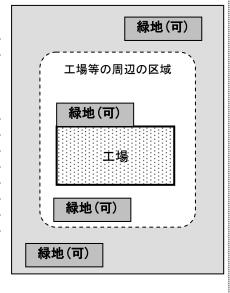
【参考】『工場立地法運用例規集』2-2-3

(工場立地法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準)

法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「準則」という。)に適合しない場合は、原則として勧告することとする。ただし、次のような個別的事情が存する場合には当該事情を十分審査の上、勧告しないことができる。

(略)

②現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更 (減少を除く。) する場合において、<u>準則に適合するために必要な緑地又は環境施設(以下「緑地等」という。</u>) を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該工場等の設置の場所を管轄する都道府県知事の定める基準に照らし、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合。この場合において、当該工場等の設置の場所を管轄する都道府県知事は、必要に応じて当該工場等の存する市町村の長に意見を求め、判断を行うものとする。



○視覚的な緑量による評価の導入(平成20年6月)

平成20年6月の工場立地法の制度見直しにより、既存工場の増改築に際して、工場周辺の住環境からみて、工場敷地及び周辺部に整備された樹木、生垣等により視覚的に十分な緑量が確保されている場合には、緑地面積率を満たさない場合でも、地方自治体の判断で勧告を行わないことができる仕組みとして、視覚的な緑量による評価の導入が追加されました。

なお、視覚的な緑量による評価については、自治事務における地域の実情に応じた運用が原則ですが、運用にあたっての参考として、平成20年6月に経済産業省が工場立地法における「視覚的な緑量による評価」導入のためのガイドラインを策定しており、同ガイドラインに沿って運用を図ります。

【参考】『工場立地法運用例規集』2-2-3

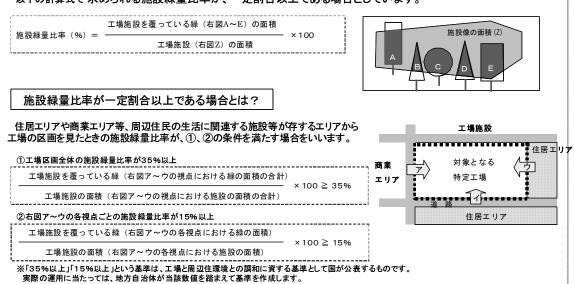
(工場立地法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準)

法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「準則」という。)に適合しない場合は、原則として勧告することとする。ただし、次のような個別的事情が存する場合には当該事情を十分審査の上、勧告しないことができる。 (略)

③現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更(減少を除く。)する場合において、準則に適合するために必要な緑地等を当該工場の敷地内に確保できない事情があり、工場等の敷地の周辺部(準則第4条の敷地の周辺部を言う。)その他の敷地内の土地に整備される樹木その他の植栽が、工場敷地内の建築物その他の施設(緑地及び環境施設を除く。)を視覚的に一定程度覆うことが見込まれ、緑地に係る準則((備考)の規定を除く。)を満たしている他の工場等と景観上同等であると認められる場合。

視覚的な緑量が充分に確保されている状態とは?

以下の計算式で求められる施設緑量比率が、一定割合以上である場合としています。



〇太陽光発電施設を環境施設に位置づけ(平成22年6月)

平成22年6月の工場立地法の制度見直しにより、太陽光発電設備が新たに緑地以外の環境施設に位置づけられました。これにより、屋上へ設置した太陽光発電施設の設置面積相当分が、環境施設面積に算入できることで工場の新設・増設時に敷地の有効活用が可能となるほか、太陽光発電施設が環境に資するものとして法的に位置付けられることで当該施設の導入促進の後押しとなることが考えられます。

川崎市においても、国の制度見直しに基づき運用を行います。

(6) 本市緑化政策との連携

工場緑地の整備にあたっては、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」(平成 17年3月)及び「緑の基本計画」(平成 20年3月策定)等、関連政策との整合性に留意しつつ、緑の持つ多様な機能にも配慮した緑地の整備を推進します。

〇川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画

本市では、本市が進めるまちづくりの基本方針である総合計画として、平成17年に川崎市 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を策定しました。この計画は、市運営や政策の 基本方向を掲げる10年程度の基本構想と、基本構想に基づく施策の具体的な取組内容及び目標を明示した3か年の実行計画の2層構造となっています。

平成23年3月に策定した、平成23年度から平成25年度を計画期間とする第3期実行計画では、工場緑地の整備について、産業政策の一環として、「基本政策V 活力にあふれ躍動するまちづくり」の中の「基本施策V-4-(1)臨海部の産業再生 ①臨海部の国際競争力強化に向けた企業間連携の促進」において、景観配慮などアメニティ向上に向けた取組の臨海部各地域への展開や関係局による臨海部の緑化推進計画(地区別)との連携、特定工場緑地整備基本方針に基づく大規模工場における効果的な緑地整備等により、操業環境の向上を図るとしています。また、「基本施策V-1-(1)産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 ①企業の立地・活動環境の向上」においても、国の制度見直し等に対応しながら、市内大規模工場における効果的な緑地整備の推進、操業環境の向上に向け取り組むとしています。そして、そのいずれについても、計画期間中に取り組む具体的な事業として、「特定工場緑地整備基本方針に基づく効果的な緑地整備の推進」を含む「川崎臨海部等アメニティ推進事業」が位置づけられています。

一方、この「川崎臨海部等アメニティ推進事業」は、緑化政策の一環として、「基本政策IV環境を守り自然と調和したまちづくり」の中の「基本施策IV-1-(1)地球温暖化防止対策の推進 ①地球環境配慮の推進」、及び「基本施策IV-3-(3)協働の取組による緑の創出と育成①花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進」の中でも計画期間中に取り組む事業として位置づけられています。

今後の工場緑地の整備にあたっては、総合計画における産業政策としての位置づけだけでなく、緑化政策としての位置づけとも整合を図りながら推進していきます。

【川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画における位置づけ ■川崎臨海部等アメニティ推進事業

川崎臨海部のアメニティ向上を推進するとともに、市内大規模工場における効果的な緑地 整備を推進し、市民に親しまれる空間の実現と操業環境の向上を図ります。

- ○市民・企業へ臨海部の景観配慮に係る取組の普及啓発
- ○企業の景観配慮に係る取組の情報発信
- ○「臨海のもりづくり」共同アピールに基づく取組の推進
- ○特定工場緑地整備基本方針に基づく効果的な緑地整備の推進

〇川崎市緑の基本計画

川崎市緑の基本計画は、緑地の保全、緑化の推進及び緑の育成に関する取り組みを総合的に展開するための基本方針として位置づけられるものです。

川崎市では、平成7年に緑の基本計画(かわさき緑の30プラン)を策定し、緑の保全及び緑化の推進に係る様々な事業を展開してきしましたが、計画策定後10年が経過し、社会情勢の変化への対応や新総合計画「川崎再生フロンテイアプラン」等との整合を図るため、平成20年3月に緑の基本計画の改定を行いました。

改定された緑の基本計画では、50の基本施策の一つとして「事業所緑化の促進」を掲げており、その中で川崎市特定工場緑地整備基本方針の見直しを位置づけています。今後の工場緑地の整備にあたっては、緑の基本計画との整合性に留意しつつ、当基本方針に基づき効果的な緑地整備を推進します。

【緑の基本計画における位置づけ】

■基本施策「22 事業所緑化の推進」

口事業所との緑化協定の締結促進

事業所が集積する川崎市にとって、事業所敷地に創出された緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。

川崎市は、1972 (昭和 47) 年以来、1ha 以上の敷地を有する事業所と、敷地面積の10 %以上を緑化していくことを目標に緑化協定を締結し、2005 (平成17) 年度末で71 事業所、約147ha の緑化地が確保されています。現在は、面積に関わらず締結を進めており、今後も、事業所との緑化協定の締結拡大に努めます。

口みどりの事業所推進協議会の加盟拡大

事業所緑化を促進させることを目的に「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置し、会員 事業所には、緑化を推進するための支援として、情報交換や施設見学会、講演会を開催するな どの様々な取り組みを行っています。今後も、「川崎市みどりの事業所協議会」の加盟拡大に努 めます。

2005 (平成 17) 年度から開始した「みどりの事業所助成事業」では 6 事業所約 62,111m2 の緑が「公共のみどり」として認定されました (2006 年度末現在)。

□川崎市特定工場緑地整備基本方針の見直し

特定工場における効果的な緑化誘導を図ることを目的として、学識経験者等専門家の意見を 聞きながら、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の見直しを進めます。

Ⅳ 参考【工場立地法と工場緑地整備】

1 工場緑地整備の目的

工場の緑化は、「**人と環境にやさしい工場環境の創造**」であり、「**地球市民として環境との共生**」を前提に、工場で働く人々が元気で楽しく働き、地域の人々と融合して、地域社会と工場が 一体となって発展していくための基盤的な役割を果たすものといえます。

企業にとって、イメージの向上を図るための工場の緑化や市民開放型の運動施設、教養文化施設の整備は、社会的な責務と社会的な貢献を果たすための重要な課題となっています。

そのため、次の観点による緑の整備が大切です。

(1)地域環境との調和

工場は、生産活動の場であることから、環境に対して負荷をもたらす面もあり、地域社会や市民の支持をえられなければ健全な生産活動を続けることができません。

従って、工場は単に地域社会や環境に対して悪影響を及ぼさないということだけでなく、 緑地等の環境施設を創出することにより、地域景観を向上させるとともに、工場緑地の一般 開放を行うなど、地域社会の一員として、地域の環境形成に貢献し、地域社会との融和を図 ることが大切です。

(2) 生産環境の快適化

工場で働く従業員は、1日の1/3の時間を工場の中で過ごすことから、快適な労働環境であるとともに生活環境についても快適性が求められます。

緑により、快適な労働・生活空間を適供し、職場環境の改善を図ることが大切です。

(3)企業イメージの向上

緑豊かで、整然とした工場は、企業の顔として個性ある環境を周辺地域に提供すると同時 に、企業のイメージを高め、質の高い労働力を惹きつけます。

企業のイメージと一体となった豊かな生活環境の整備を図ることが大切です。

2 緑地の機能と効果

(1)景観形成機能

工場の景観は、えてして直線的であり、硬直的な景観となりがちですが、緑は、景観を和らげ、全体として潤いのある美しい景観をつくる機能をもっています。

これにより、工場と周辺住宅との調和と、住環境の快適化に役立つことが重要です。

(2)精神充足機能

樹木等は、蒸発散作用により、冷涼な微風をもたらし、快適な気分を醸しだし、潜在的な自然体験要求を充足させます。また、緑を眺めたり、緑の香気を吸うことにより、精神的な疲労や肉体的な疲労を軽減させる効果があると言われています。

このため、精神的なストレスを解消し、生産活動が従業員に与える負の要因を軽減し、作業効率の向上や労働災害の減少をもたらし、生産性の向上に役立ちます。

(3)環境保全機能

緑は、二酸化炭素の吸着など汚染物質の吸着や防塵による大気浄化作用があり、また蒸発散作用による、ヒートアイランド減少の緩和などの気象緩和作用があると考えられています。 更に、野鳥や昆虫などの小動物が生息する場となり、自然生態系の保全を図るなど、環境保全機能があり自然との共生が図れます。

(4)安全性向上機能

工場は、危険物の蓄積や爆発、火災などの人為的な危険要素を抱え、また、地震、暴風、水害などの自然災害からの被害が大きな災害を招くことがあります。

まとまった緑は、枝葉や幹に水分をたくさん含み、また樹冠の枝葉には無数の隙間があり、 熱交換が巧くなされることなどにより、火の延焼を防ぐ役割を果たすなど、危険物や火災か らの遮断・緩衝効果と避難場所及び防潮、防風、防雪等の自然災害を緩和する機能を持って います。

更に、樹木は、騒音や振動を和らげるなど公害防止機能があり、工場と周辺住宅の安全が 図れます。

図 10 工場緑地整備における緑地形態の分類

	緑 地 形 態	機能	主 な 施 設
(1)	周辺緑地	環境保全、景観融和、緩衝、	樹林帯、並木、生垣など
		遮断、防災	
(2)	正面、アプローチ、	象徴、印象、修景、美化	植込み、芝生地、花壇、池
	事務所棟回り緑地		泉など
(3)	工場棟回り緑地	修景、美化、緩衝、遮断、	並木、植込み、芝生地など
		空調緩和	
(4)	構内道路、駐車場、	修景、歩車道分離、緑陰、	並木、生垣、緑陰樹など
	内外緑地	遮断	
(5)	厚生施設周辺緑地	修景、美化、休憩、	園地、芝生地、花壇、池、
		簡易な運動	泉など、
(6)	運動広場	運動、休憩、修景、防災	各種運動施設、芝生地など
(7)	その他広場、空地	拡張予定地、予備地	苗圃など

図6 工場緑地整備の目的と効果

(目 的)

地域環境との融和

生産環境の快適化

企業イメージの向上

(緑の効果・機能)

景観形成機能

- ・ 景観の美化 うるおいのある美しい景観の創造
- ・ 住環境の快適化 工場と住宅環境との緑による調和

精神充足機能

- ・ 精神的なストレスの解消 緑の増加により視覚的な疲労の軽減による勤 労意欲の増大、従業員の情操の向上
- ・ 潜在的な自然体験欲求の充足感の向上 工場環境の安定化、環境への優しさの醸成

環境保全機能

- 大気浄化作用 二酸化炭素の吸着等汚染物質の吸着や防塵
- ・ 気象緩和作用 樹木等の蒸発散作用によるヒートアイランド 現象の緩和
- ・ 自然生態系の保全 野鳥や昆虫などの小動物が生息する自然との 共生
- ・ レクリエーションの場

安全性向上機能

- ・ 災害防止危険物や火災からの遮断・緩衝効果と避難場所、及び防潮、防風、防雪等の自然災害防止
- 公害防止騒音や振動の防止、減少

3 工場立地法の体系

(1)目的(法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

(2)制度の仕組み

届出(法第6条等): 工場の新設・増設に関する届出義務

工場立地に関する準則等の公表

- ・工場立地に関する準則(法第4条)
- ・地域準則(法第4条の2)
- ・市町村準則(企業立地促進法第10条)

に適合しているかを検証

- 1. 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 30~65% (業種によって 30、35、40、45、50、55、60、65%のいずれかになる。)
- 2. 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 20% (都道府県、政令市が地域準則を定める場合→ (10~30%))

(企業立地促進法に基づき市町村が条例を定める場合→ (1~20%))

3. 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合の下限 25% (都道府県、政令市が地域準則を定める場合→ (10~30%)) (企業立地促進法に基づき市町村が条例を定める場合→ (1~25%))

※既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、 逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。



(3)届出対象工場(特定工場)

業種:製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)(施行令第1条) 規模:敷地面積9,000 ㎡以上又は建築面積3,000 ㎡以上(施行令第2条)

(4)届出先

都道府県又は政令指定都市

ただし、都道府県の条例により届出事務が移譲された市町村に立地する場合及び企業立地 促進法に基づく市町村条例の対象地域に立地している場合には市町村

4 緑地面積率等に関する区域区分ごとの基準(平成10年通産省他5省庁告示2号)

工場立地法第4条の2第2項に規定する区域区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。

表 11 国が定める緑地面積率等の基準

	第一種区域	第二種区域	第三種区域
緑地の面積の敷地	(百分の二十超	(百分の十五以上	(百分の十以上
面積に対する割合	百分の三十以下) 以上	百分の二十五以下) 以上	百分の二十未満) 以上
環境施設の敷地の	(百分の二十五超	(百分の二十以上	(百分の十五以上
面積の対する割合	百分の三十五以下) 以上	百分の三十以下) 以上	百分の二十五未満) 以上

(備考)

- 1 第一種区域、第二種区域及び第三種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - 一 第一種区域 住居の用に併せて商業等の用に供されている区域
 - 二 第二種区域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域
 - 三 第三種区域 主として工業等の用に供されている区域
- 2 区域の設定に当たっては、緑地整備の適切な推進を図り周辺の地域の生活環境を保全する観点から、次に掲げる事項に留意すること。
 - 一 都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのある地域については、原則次の 区分に従うこと。
 - ア 「第一種区域」として設定することができる区域 「第二種区域」又は「第三種区域」 として設定することができる区域以外の区域
 - イ 「第二種区域」として設定することができる区域 準工業地域
 - ウ 「第三種区域」として設定することができる区域 工業専用地域、工業地域 なお、工業地域であっても多数の住居が混在している場合のごとく第二種区域又は第 三種区域を設定した場合に特定工場の周辺の地域における生活環境の保持が著しく困 難と認められる地域については、用途地域にとらわれることなく地域の区分の当ては めを行うこと。
 - 二 都市計画法における用途地域の定めのない地域においては、今後の用途地域の指定の動向、 現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に区域の設定を行うこと。
 - 三 また、第二種区域又は第三種区域を設定する場合には、工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設などが存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であること。

さらに、第二種区域及び第三種区域の設定に当たっては、現在でも緑地面積率が数%と言う 状況に留まっている、古くから形成されてきた工業集積地のような地域に第二種区域又は第 三種区域を設定することによって、工場の緑地等の整備を促し、結果として現状よりも緑地 等の整備が進むように配慮すること。

(注)条例でも制定しない区域については、

法に基づく緑地面積率(20%)、環境施設面積率(25%)が適用される。

5 生産施設の面積の敷地面積に対する割合 (平成 10 年通産省他 5 省庁告示 1 号)

表 12 生産施設面積の割合

区分	業 種 名 称	敷地面積に 対する生産 施設面積の 割合(%)
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30
第2種	製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。) 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。) 非鉄金属鋳物製造業	35
第3種	一般製材業 伸鉄業	40
第4種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業 ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)繊維機械製造業	45
第5種	鋼管製造業 電気供給業	50
第6種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業 建設機械・鉱山機械製造業 冷凍機・温湿調整装置製造業	55
第7種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。) 高炉による製鉄業	60
第8種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65

6 神奈川県 敷地外緑地等に関するガイドライン(平成23年3月)

工場立地法運用例規集2-2-3② (工場立地法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準) の運用にあたっては、地域の実情に応じて、敷地外緑地等の工場敷地からの距離その他の事項について基準 (ガイドライン) を定め、判断を行うこととしています。

本ガイドラインは、本県において、敷地外緑地等が認められる場合やその判断基準の考え方を示すものです。 (なお、本ガイドラインは、県内市町村が、地域の実情に応じ、個別にガイドラインを策定することを妨げるものではありません。)

【敷地外緑地等が認められる場合】

次の①から③の各要件をすべて満たす場合には、敷地外緑地等が認められ、勧告しないことができる。 [運用例規集 2-2-3 ②]

- ①現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更(減少を除く。) する場合において、 準則に適合するために必要な緑地又は環境施設(以下「緑地等」という。) を当該工場等 の敷地内に確保できない場合であること。
- ②当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準 則が満たされていること。
- ③当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合であること。

【要件の判断基準】

1 適用される工場について

現に設置されている特定工場、又は、現に設置されている工場で特定工場の要件を満たさないものが、増改築等で新たに特定工場となる工場であって、工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例(平成12年神奈川県条例第63号)別表に定める「第2種区域(※)」に設置されているもの。

(※)都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域

2 緑地等を当該工場の敷地内に確保できないと認められる場合について

工場が立地する同一敷地内に未利用部分(※)がない。

(※)未利用部分とは、現在、生産施設・緑地・環境施設・その他(駐車場、倉庫等)に利用されておらず、将来も利用する可能性がない部分とする。

3 敷地外の土地に整備される緑地等について

(1) 敷地外の範囲

認められる範囲については、3(5)を参照

(2) 敷地外緑地等の規模及び形態

緑地については、工場立地法施行規則第3条及び工場立地に関する準則第2条ただし書きで規定されるものと同様の規模及び形態であること。

(3) 自社所有の土地以外への緑地等の整備

借地への緑地等整備や、協定に基づく公有地への緑地等整備についても、その継続性を 判断した上で容認する。

(4) 実質的に緑地等に係る準則が満たされていると認められる場合

以下の算式により求められる緑地面積率及び環境施設面積率が工場立地法の準則を充足していること。

工場の敷地内緑地面積 + 敷地外緑地面積 (※) 緑地面積率 =

工場の敷地面積 + 敷地外緑地の敷地面積(※)

工場の敷地内環境施設面積 + 敷地外環境施設面積(※)

環境施設面積率 = 工場の敷地面積 + 敷地外環境施設の敷地面積 (※)

(※)緑地面積率及び環境施設面積率を算定する際は、敷地外緑地等が設置された敷地の敷地面積を敷地全体に含めるものとする。

(5) 周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合

敷地外緑地等が工場の立地する市町村内に整備される場合は、当該敷地外緑地等の整備は当該工場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するものと認める。

なお、敷地外緑地等が上記の範囲外に整備される場合は、生活環境保持への寄与の有無 を案件ごとに個別に判断するものとする。

(参考)横浜市における工場立地法敷地外緑地等に関する基準(平成21年11月)

【概要】

①敷地外緑地等を認める範囲

工場隣接地の敷地外緑地等を認める(道路河川等で分断されていても、工場敷地と一体的に管理されているものは認められる)ほか、工場敷地から離れた敷地(いわゆる「飛び緑地」)についても、本市の8大工業集積地域内で認める。

②主な要件

- ・当該工場が維持管理を行う緑地等であることは必須要件となる。
- ・2社以上による共同緑地等も可能である。
- ・自社所有地または賃貸借契約などの一定の権原と継続性等を要件とする。

③手続き(事前相談制)

- ・法手続きの前に「事前相談」により敷地外緑地等の可否を調整する。
- ・敷地外緑地等と認められる場合、市は敷地外緑地等台帳を整備し登録管理する。
- ※工場立地法の「敷地外緑地」は、「緑の環境をつくり育てる条例」の緑化協議において考慮される。